

特別国民体育大会 報道員及びその他大会関係者宿泊規程

1 趣旨

この規程は、「特別国民体育大会（鹿児島県）宿泊要項」（以下「宿泊要項」という。）に基づき、報道員及びその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項を定める。

2 宿泊料金等

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊朝食付きとするが、宿舎事情により、朝食の提供が困難な場合は素泊まりとする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は、次のとおりとする。

ただし、2人部屋を1人で使用するなど、定員未満で宿泊する場合は、下記金額を超える通常料金とする。

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1泊朝食	素泊まり	
営業施設	税抜	12,000円以内	10,500円以内	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10%	13,200円以内	11,550円以内	

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

朝食が必要ない場合は、前々日の12時までに宿舎に申し出るものとし、控除後の額は宿泊要項に定める素泊まり料金の額とする。

ただし、宿泊料金が通常料金の場合は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前および出発日の10時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。）が、各宿舎の指定する方法により現地で精算する。

(7) 宿泊取消料

ア 宿泊を取り消した場合の取消料は次のとおりとし、宿泊責任者または本人が当該宿舎に直接支払うものとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不 要	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%	

(注)・取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

- ・荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ 宿泊申し込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記アの定めに関わらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

ウ 宿泊責任者または、本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

(8) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和5年9月12日(火)15時から令和5年9月25日(火)10時までおよび令和5年10月2日(月)15時から令和5年10月18日(水)10時までとする。

3 宿泊の申込み

宿泊の申込みは、別に定める特別国民体育大会宿泊事務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して、合同配宿本部に行うものとする。

4 宿泊の変更及び取消し

合同配宿本部が指定する宿舎の変更・取消は原則として認めない。

5 昼食

昼食については、希望により、県実行委員会または会場地実行委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当(お茶を含む)	税抜	900円以内

※ 消費税については、開催時の税率を適用するものとする。

6 その他

この規程に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定める。